

地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名	愛あい（子どもの居場所）づくり事業実行委員会
2 事業の名称	愛あい（子どもの居場所）づくり事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	小学校を始めとする関係団体と連携し、豊岡地域の小学生等を対象に、子どもの居場所づくり事業を実施することにより、放課後等の居場所を提供し、子ども同士或いは地域住民との交流を図ることを目的とする。	
4 事業内容	愛宕公民館や地域の民生委員、旭川市社会福祉協議会等と連携し、小学生等の自主学習を助けるとともに、季節のイベント、参加者が創意工夫することのできる工作や、体を動かしながら皆で楽しめる軽スポーツのプログラムを提供する。 これまで同様、愛宕小学校、愛宕東小学校の児童に周知を行う。 ※事業詳細は、別添 愛あい（子どもの居場所）づくり事業実施要領参照。 1 実施日時 令和7年4月から令和8年3月までの第2・4水曜日 いずれも 午後2時～午後5時を上限に実施 ※参加者にはあらかじめ実施日時について、周知する。 2 実施場所 愛宕公民館講座室ほか（旭川市豊岡7条9丁目）	
5 事業期間	令和7年4月7日 から 令和8年3月31日まで	

収 支 予 算 書

事業の名称	愛あい（子どもの居場所）づくり事業
団体名	愛あい（子どもの居場所）づくり事業実行委員会

1 収入の部 (単位：円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	57,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計	57,000	

2 支出の部 (単位：円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
消耗品費	32,400	32,400	軽スポーツ用品購入費 15,000 事務消耗品 (コピー用紙, 封筒, 色紙等工作材料, 紙コップ等) 17,400
賄材料費	1,000	1,000	お茶(麦茶パック)代 1,000
保険料	16,000	16,000	ボランティア行事用保険料 16,000
報償費	5,600	5,600	地域ボランティア依頼に係る謝礼 (マジックショーボランティア 等) (源泉徴収所得税含む) 5,600
通信運搬費	1,000	1,000	文書等郵送料 1,000
印刷費	1,000	1,000	コピー使用料 @10円×100枚 1,000
合 計	57,000	57,000	

愛あい（子どもの居場所）づくり事業実行委員会 会則

（名称）

第1条 本会は、「愛あい（子どもの居場所）づくり事業実行委員会」（以下「委員会」という。）と称し、事務局は会長宅に置く。「愛あい」は、最初に開設する愛宕地区の「愛」、「あい」は子ども達が自分を愛し、人と出会い、地域の人とふれ合い、そんな居場所を創っていききたいとの思いから、命名する。

（目的）

第2条 委員会は、小学校を始めとする関係団体と連携し、豊岡地域の小学生等を対象に「愛あい（子どもの居場所）づくり事業」を実施することにより、放課後等の居場所を提供し、子ども同士或いは地域住民との交流を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、別に定める要領に基づく「愛あい（子どもの居場所）づくり事業」を実施する。

（組織）

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- （1）豊岡地域内で地域活動等をしている者
- （2）豊岡地域内に居住、勤務又は事業活動等をしている者
- （3）委員会が特別に認めた者

（役員）

第5条 委員会に会長、副会長、会計、監査の役員を置く。

（役員の職務）

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、委員会の会計事務を担当する。
- 4 監査は、委員会の会計事務を監査する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

愛あい（子どもの居場所）づくり事業実施要領

第1条 「愛あい（子どもの居場所）づくり事業」は、豊岡地域の小学生等に放課後の居場所を提供し、子ども同士或いは地域住民との交流を図ることを目的とする。

第2条 対象は、豊岡地域の小学生とする。ただし、兄弟・姉妹などの場合は、一緒に参加できることとする。

第3条 参加する豊岡地域の小学生等は無料で「愛あい（子どもの居場所）」を利用できるものとする。事業実施に係る費用については、「愛あい（子どもの居場所）づくり事業実行委員会」が負担する。

第4条 「愛あい（子どもの居場所）づくり事業」では、小学生等は自主学習を行うとともに、参加委員等はそれを助け、または参加者が創意工夫することのできる工作等のプログラムを提供する。

第5条 「愛あい（子どもの居場所）づくり事業」に参加する委員は、小学生等が孤立することのないよう、見守る。

第6条 「愛あい（子どもの居場所）づくり事業」は、愛宕公民館で実施し、愛宕公民館が主催する開放事業と連携し、実施する。

第7条 毎月第2，4水曜日に実施し、時間は午後2時～午後5時を上限とする。

第8条 「愛あい（子どもの居場所）づくり事業」参加小学生等は、事前に保護者に伝えるとともに、実施会場に設置する参加者名簿に必要事項を記載する。

第9条 「愛あい（子どもの居場所）づくり事業」終了時は、参加者全員で後片付けと清掃を行う。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 7月1日から施行する。

愛あい(子どもの居場所)づくり事業実行委員会 名簿

(敬称略・役員以外五十音順)

役員	氏 名	所 属 団 体 等
会長	青沼 豊	愛宕地区
副会長	勝浦 隆子	東旭川地区(民生委員) (東旭川東豊町内会 在住)
会計	百嶋 富子	愛宕地区(民生委員)
監査	伊藤 里久	愛宕地区(民生委員)
	小林 さち子	豊岡まちづくり推進協議会委員(公募委員) 豊岡地区(民生委員)
	佐々木 響子	愛宕地区(民生委員)
	竹中 登子	愛宕地区(民生委員)
	廣瀬 安孝	豊岡地区
	高橋 糸子	地域まるごと支援員 (旭川市社会福祉協議会)
	渡辺 さだ子	愛宕地区

令和7年度

あい

愛あい～子どもの居場所～

～放課後に地域のみなさんとの交流やむかしあそびを楽しもう♪～

* 受付で、名前・住所・家族（保護者）の連絡先（電話番号）を記入

します

○ ばしよ

あたごこうみんかん かい こうどう
愛宕公民館 2階 講堂

とよおか じょう ちょうめ
(豊岡 7 条 9 丁目 1-46)

○ ないよう

おとなと一緒に色々なあそびをたのしめます♪

しゅくだい
宿題をすることもできます！



ひにち		ないよう
4月 9日 (水)	午後 3 時 30 分 ～ 5 時 00 分	吹き矢であそぼう♪
4月 23日 (水)	午後 3 時 30 分 ～ 5 時 00	こどもの日 こいのぼりを作る
5月 14日 (水)	午後 3 時 30 分 ～ 5 時 00	スラックライン&卓球ほか♪
5月 28日 (水)	午後 3 時 30 分 ～ 5 時 00	アイロンビーズ工作をしよう！
6月 11日 (水)	午後 3 時 30 分 ～ 5 時 00	紙であそぼう♪
6月 25日 (水)	午後 3 時 30 分 ～ 5 時 00 分	カーリンコンであそぼう！
7月 9日 (水)	午後 3 時 30 分 ～ 5 時 00	ゲーム&室内あそび♪
7月 23日 (水)	午後 3 時 30 分 ～ 5 時 00	七夕&シャボン玉！

宿題などを持ってきて

自習もできます♪

スラックラインだよ♪

シャボン玉できた♪



ほけん

ひつよう

※ケガをしたときの保険をかけるために必要です。住所や電話番号がわからない場合

は、保護者の人に書いてもらい、この紙を持ってきてください。

がっこうめい

学校名：

がくねん

学年

なまえ

名前：

TEL：

じゅうしょ

住所：

そのほか

とよおかちいき しょうがくせい ほごしゃ かた いっしょ
・ 豊岡地域の小学生が対象です。保護者の方もぜひ一緒におこしてください。

・ かいさい時間内の出入りは自由です。申し込みは必要ありません。

・ お友だちや大人と仲良く、楽しくすごしましょう。

・ 家族（保護者）に愛あいに行くことをつたえてから参加してください。

・ 学校の宿題など勉強道具をもってきてください。

・ 愛あい参加中のケガは保険で対応します。保険に加入するため、チ

ラシ

おもてめん なまえ じゅうしょ でんわばんごう
表 面にお名前・住所・電話番号をかいてきてください。

・ 愛宕公民館が閉館となった場合など、愛あいが、急におやすみとなる

ことがあります。



やくそくをまもって
たのしくあそぼう♪



【主 催】 愛あい（子どもの居場所）づくり事業実行委員会
（豊岡・愛宕住民ボランティア）

【共 催】 愛宕公民館

【問合せ先】 社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
東部まちづくりセンター（豊岡3条3丁目5番10号）

担当 高尾（たかお）

電話 33-1110 / FAX 33-6789